

静岡県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を執行したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年7月7日

静岡県監査委員 森 裕
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文
静岡県監査委員 竹 内 良 訓
静岡県監査委員 四 本 康 久

第1 監査の概要

令和5年6月8日に実施した出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり。）

【出先機関】

(1) 静岡高等学校

ア 監査実施日 令和5年6月8日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 生徒の個人情報が記載された資料の紛失

2 監査結果がない機関

【出先機関】

(1) 浜松技術専門校（監査実施日 令和5年6月8日）

(2) 静西教育事務所（監査実施日 令和5年6月8日）

(3) 中央図書館（監査実施日 令和5年6月8日）

(4) 清水西高等学校（監査実施日 令和5年6月8日）

(5) 静岡中央警察署（監査実施日 令和5年6月8日）

(別表) 監査結果の概要

【出先機関】

監査箇所	区分	概要	
静岡高等学校	注意	件名	生徒の個人情報が記載された資料の紛失
		内容	静岡高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛

		失した。
--	--	------